

## **1-38. 那覇市議会議長交際費の支出基準**

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が那覇市議会を代表して外部との交際のために支出する議長交際費の適正かつ公正な執行を図るため、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 議長は、那覇市議会の運営及び市政に有益と認めるもの及び社会通念上必要と認められるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(支出の相手方)

第3条 議長交際費は、次に掲げる個人又は団体に対して支出することができるものとする。

- (1) 市の事務事業と密接な関係にあり、その円滑な運営に資するもの
- (2) 市議会及び市政の進展に功績のあったもの
- (3) その他議長が特に必要と認めたもの

(種別及び支出範囲等)

第4条 議長交際費の種別及び支出項目は、次のとおりとする。

- (1) 各種贈呈経費 土産及び激励金
- (2) 弔事に関する経費 香典、市議会議員等の死亡広告、供花及び弔電
- (3) 各種催事等に出席する場合の会費及び負担金
- (4) 接遇、儀礼、交際等のための飲食を伴う懇談会等に要する経費

(議長交際費の支出額)

第5条 議長交際費の支出項目及び上限額等については、原則として別表のとおりとする。ただし、特別記念式典及び社会通念上必要な交際費に関する経費については、議長が認める額とする。

(議長交際費の公開)

第6条 議長交際費の支出金額、支出先等は、毎月当月分を翌月中に那覇市議会のホームページに公開する。ただし、公開情報に個人に関する情報が含まれている場合は、これを除くものとする。

(支出基準の見直し)

第7条 議長は、議長交際費の支出基準が市民感覚とかけ離れることがないよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この基準は平成24年11月20日から施行する。
- 2 那覇市議会議長交際費の支出基準第6条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

#### 別表

| 種別                   | 支出項目                                | 上限額         |
|----------------------|-------------------------------------|-------------|
| 各種贈呈経費               | 土産                                  | 1万円         |
|                      | 激励金                                 | 個人1万円、団体2万円 |
| 弔事に関する経費             | 那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取り扱い内規の定めによる。 |             |
| 各種催事等に参加する場合の会費及び負担金 |                                     | 1万円         |

接遇、儀礼、交際等のための飲食を伴う懇談会等に要する経費

| 対象者                  | 昼食  | 夕食又は懇親会等    |
|----------------------|-----|-------------|
| 一般                   | 3千円 | 5千円～8千円     |
| 賓客(他の地方公共団体の長等)      | 5千円 | 8千円～1万5千円   |
| 貴賓(大臣・事務次官・外国からの来賓等) | 1万円 | 1万5千円～2万5千円 |

- ・ 出席者の範囲は、目的、相手方の人数等を十分勘案し、必要最小限にすることとし、起案に明示すること。また、議会側の出席者の上限の目安は、相手方の人数の3ないし5倍以内とする。なお、来賓者に同伴者がいる場合などで、社会通念上必要と認められる場合については、議長等の同伴者も対象とすることができる。
- ・ 上記表中の金額は税金及びサービス料込みの1人当たりの金額とする。